

「介護保険制度の改悪中止と大幅な処遇改善を求める共同アピール」

12月19日、全世代型社会保障検討会議が「中間報告」を発表しました。全世代型社会保障は、「現在の社会保障制度は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」として世代間の対立をあおりながら、高齢者だけでなく全世代にわたって給付削減・負担増を進める改革です。また、同日発表された「改革工程表 2019」では、利用料負担に関わって「現役並み所得」の判断基準の見直しなどが盛り込まれているだけでなく、財務省は「利用料負担の原則 2 割化」などのさらなる見直しを一貫して掲げています。介護に困難を抱える利用者・家族の現状をまったく顧みようとしないこうした改革を、絶対に認めることはできません。

12月16日、厚生労働省は政府の意向を踏まえて、介護保険の次期見直し案を社会保障審議会・介護保険部会に示しました。今回の見直しの大きな焦点は、利用者・家族から強い不安が寄せられていた「ケアプランの有料化」、「要介護 1、2 の生活援助などの地域支援事業への移行」については実施が見送られたという報道もあります。これが実現したとすれば、その背景には、認知症の人と家族の会をはじめ、介護保険部会内での多数の批判の声、見直しの中止・撤回を求めた世論があったと考えられます。

しかし、補足給付（低所得者を対象とした施設等の入所費・食費負担の軽減制度）の改悪など、利用者にさらなる負担を強いる見直し案が盛り込まれました。さらに、16日の資料では、利用料 3 割、2 割負担の対象拡大のための「現役並み所得」「一定所得」基準額の見直しや、要介護 1、2 の生活援助、デイサービスの地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行等は継続の検討課題とされていますが、これらが強行される可能性も全くないわけではありません。世代を問わず貧困層が拡大している中でさらなる自己負担が求められれば、経済的理由から利用抑制をせざるを得ない介護難民たちが増大することは明らかです。

一方、介護現場の人手不足は深刻さを増しています。介護従事者の過酷な労働と慢性的な人手不足は大きな問題となっており、職員を確保できない事業所の倒産・廃業も増加しています。この結果、要介護状態等の人たちを支えきれない事態も生じています。

「全世代型社会保障」への転換によって、介護の家族依存や虐待問題が深刻化することに疑いの余地はありません。私たちは声を大にして政府に政策の転換を求めます。憲法 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。この趣旨にそった介護保険制度の改革、少なくとも消費税以外の公費による国庫負担の大幅な増額を強く望むとともに、以下の項目の実現を政府に要望します。

(1) 次期の介護保険の見直しについて

- ① 補足給付（低所得者を対象とした施設等の入所費・食費負担の軽減制度）の見直しを行わないこと。
- ② 医療保険に合わせた高額介護サービス費の負担上限額の引き上げを行わないこと。
- ③ 「現役並み所得」「一定所得」の基準額の見直し、利用料 3 割、2 割負担の対象拡大を行

わないこと。

- ④ ケアプランの有料化は行わないこと。
- ⑤ 要介護2以下のすべてのサービスを地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に移行させる布石として、要介護1、2の生活援助、デイサービスの地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)への移行を行わないこと。
- ⑥ 老健施設等の多床室での居住費の徴収を実施しないこと。
- ⑦ 保険者機能強化推進交付金について、給付の抑制につながる見直しを行わないこと、調整交付金を流用しないこと。

(2) 介護現場の人手不足の原因となっている職員の処遇について

- ① 介護施設・病院等の就業場所や職種を問わず、介護に関わるすべての職員を対象とする処遇改善を実施すること。
- ② 処遇改善の財源は、介護保険財源ではなく、消費税以外の国費で賄うこと。
- ③ 処遇改善による引き上げの水準(規模)については、少なくとも全産業労働者の平均賃金の水準とすること。
- ④ 上記を加算以外の方法で実現するために基本報酬を大幅にアップするなど現在の報酬方式の抜本的見直しを行うこと。

2019年12月25日

認知症の人と家族の会
守ろう！介護保険制度・市民の会
21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
中央社会保障推進協議会